

配偶者控除および配偶者特別控除の見直しについて

平成29年度税制改正に伴い、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、対象となる平成30年分以降の収入に係る控除額については下記のとおり変更となります。

配偶者控除

これまでの「配偶者控除」の控除対象配偶者となる要件に、「本人（扶養者）の年間の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみの場合、年収1,220万円）以下」という要件が追加されました。

配偶者（被扶養者） の収入 <103万円以下>	本人（扶養者）の合計所得（年収）【万円】			
	※上段：所得、下段：収入			
	900以下 <1,120以下>	950以下 <1,170以下>	1,000以下 <1,220以下>	1,000超 <1,220超>
控除対象配偶者	33 (38)	22 (26)	11 (13)	—
老人控除対象配偶者	38 (48)	26 (32)	13 (16)	—

* 丸カッコ内の数値は所得税の控除額となります。

配偶者特別控除

配偶者（被扶養者）の 収入（万円）	本人（扶養者）の合計所得（年収）【万円】			
	※上段：所得、下段：収入			
	900以下 <1,120以下>	950以下 <1,170以下>	1,000以下 <1,220以下>	1,000超 <1,220超>
103超 150以下	33 (38)	22 (26)	11 (13)	—
150超 155以下	33 (36)	22 (24)	11 (12)	—
155超 160以下	31 (31)	21 (21)	11 (11)	—
160超 166.8未満	26 (26)	18 (18)	9 (9)	—
166.8以上 175.2未満	21 (21)	14 (14)	7 (7)	—
175.2以上 183.2未満	16 (16)	11 (11)	6 (6)	—
183.2以上 190.4未満	11 (11)	8 (8)	4 (4)	—
190.4以上 197.2未満	6 (6)	4 (4)	2 (2)	—
197.2以上 201.6未満	3 (3)	2 (2)	1 (1)	—
201.6以上	—	—	—	—

* 丸カッコ内の数値は所得税の控除額となります。